

第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）パブリックコメントへの回答

担当課	No	対象ページ	箇所	意見	回答
GX推進課	1	—	—	2033年度までに、数値目標が掲げられているか、26年は何をどこまで達成させるのか、27年はどこまで、のよ うな具体的目標は別途あり進捗されるのか？が見えなくならないようにしたら良い。	本計画の年度ごとの数値目標は、毎年度作成する「環境報告書※」に定め、着実に進捗管理ができるように いたします。※環境報告書・・・「単年度の数値目標」「主体別取り組み」の計画及び実績を記載し公表
市民課	2	—	—	ゴミの分別区分の見直しが必要だと思えます。ピニプラ（プラマークなし）は燃えるゴミでいいのでは。	ゴミの分別区分の見直しについては、技術の進歩や処理方法の変更時など必要な時に行っていきます。ピニ プラ（プラマークなし）は現在資源として回収を行っているため、燃えるゴミとして回収することはできま せん。
維持管理課	3	—	—	県立自然公園にもなっている遠州灘海岸、御前崎海岸をしっかり守るため、国道150号線から南側の開発はやめ た方がいいと思えます。条例等考えていただきたいです。	県立自然公園内の海岸保全は重要な課題と認識しており、自然環境の保全と地域住民の生活との調和を図る 観点から、県や関係部署と連携し、県立自然公園の行為規制に基づく適切な指導を行ってまいります。 また、景観条例に基づき、高さ制限や色彩について事業者と協議のうえ計画を進めていただいております が、開発をむやみに制限することはできません。このため、市では20年後の都市像を踏まえ、適地への誘導 が図られるよう検討してまいります。
市民課	4	—	—	旧浜岡地区には産廃物が相当埋設されていると言われてます。PFAS等の心配もされているので、調査した方 が良いかと思えます。	ご意見ありがとうございます。 詳しい内容について、担当の市民課へ直接ご相談いただけると幸いです。
農林水産課	5	P6	第1章3節3-1 取組方向2 松食い虫被害海岸林・予防面積	散布面積を指標にするのではなく、松食い虫被害を減少できたのかできなかったのかを数字で指標にすべき	松くい虫被害木の本数を把握することは、費用面等を考慮した場合に非常に困難であることから、計画の成 果指標にはできませんが、今後、より効果的な対策を検討、実施することにより、健全な海岸防風林の維持 に繋がるよう務めてまいります。
社会教育課	6	P6	第1章3節3-1 取組方向3 アカウミガメ孵化率	孵化率はその大きが気温に左右され環境の影響は測りにくい。 それなら海岸の環境が少なからず影響する産卵頭数のほうが環境指標に適していると思われるが？	アカウミガメの孵化率は、天候や地温の影響を受けることは認識しておりますが、孵化率の推移を長期的に 記録することで、環境変化がアカウミガメの生態に与える影響の傾向を把握するため指標としてきました。 また、ご提案いただきました産卵頭数はアカウミガメの本能的行動による影響もあるため、後期計画の数値 目標では「アカウミガメ保護活動の認知度」としました。
社会教育課	7	P6	第1章3節3-1 取組方向4 文化財案内板設置数	本当に必要な案内板ならすぐに設置が必要で、もっと後でも良い看板なら設置しなくても良いのでは？内容を 見直すべき	文化財案内板は、定期的に劣化状態や内容の確認をし、優先度をつけ設置や改修を行っています。
社会教育課	8	P16	第3章「きれいな川と海を守る」 現状と課題③	台風後など海岸に大量の流木がうちあがり、我々人間でも歩くのに苦労する。この状況ではウミガメは当然上 陸できなくなる。最低限ウミガメシーズンに合わせた撤去が必要	台風後の流木漂着が海岸環境やウミガメの産卵、子ガメの脱出に影響を及ぼすことを認識し、ウミガメに とって安心・安全な産卵環境を保全するため、引き続き計画的な流木処理業務を実施してまいります。 また、流木やゴミの回収については、県や関係機関、地域住民の皆様と連携し、より効率的な回収体制の構 築を図るとともに、継続的な清掃活動と情報共有に努めてまいります。
維持管理課	9	P16	第3章「きれいな川と海を守る」 市の取り組み ①海岸の総合的な環境保全	総合的な保全とは？また県立自然公園の推進とはどのようなものか？具体的な行動があるのか？概要でも可	「海岸の総合的な環境保全」とは、静岡県と連携し、海岸保全基本計画に基づき多角的に進めることを指し ます。具体的には、漂着ゴミの回収、海岸植物の保全、侵食対策、生態系保全などの取り組みなどとなりま す。 また「県立自然公園の保護の推進」とは、静岡県と連携し、県立自然公園の行為の規制に基づき海岸区域の 自然環境を保護することをさします。具体的には法的な規制による保護をしながら利用と保全のバランスを 図る取り組みなどとなります。
維持管理課 GX課	10	P16	第3章「きれいな川と海を守る」 市の取り組み ②海岸林・海岸植生の保存	海岸部の固有植生の保全活動をどのように市民と協働していくのか？具体的な計画はあるか？概要でも可	ハマボウフウやハマヒルガオなどの海岸固有植生の保全は、静岡県と連携し、県立自然公園の行為の規制に 基づき海岸区域の自然環境を保護していきます。 また、市主催の海岸清掃を通じ生息環境の保全を図るとともに、生息状況を伝える取り組みについても検 討してまいります。

第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）パブリックコメントへの回答

担当課	No	対象ページ	箇所	意見	回答
社会教育課	11	P17	第3章「きれいな川と海を守る」市の取り組み ③海岸・河川の美化	アカウミガメが産卵しやすい海岸になるよう海岸漂着物を除去と記載があるが、当然流木がその主流となるため、計画的なシーズン前の撤去の計画が必要	台風後の流木漂着が海岸環境やウミガメの産卵、子ガメの脱出に影響を及ぼすことを認識し、ウミガメにとって安心・安全な産卵環境を保全するため、引き続き計画的な流木処理業務を実施してまいります。また、流木やゴミの回収については、県や関係機関、地域住民の皆様と連携し、より効率的な回収体制の構築を図るとともに、継続的な清掃活動と情報共有に努めてまいります。
維持管理課	12	P17	第3章「きれいな川と海を守る」市の取り組み 市民・事業者・滞在者の取り組み ③河川の草刈りに積極的に参加	大雨や台風の後に、流木と同様に河川の刈草が大量に海岸に漂着する。市で草刈りを積極的に推奨しているなら、刈りっぱなしではなく、最後の片付けまで管理しなくては、環境破壊の一つの要因になっている	現在河川の草刈り活動においては、刈り取った草の適切な処理まで含めて管理するよう、愛護団体等に周知、依頼しております。河川環境と海岸環境の両面からの保全を図るため、今後も愛護団体等と連携を図ります。
社会教育課	13	P20	第3章「多様な生き物と共生する」市の取り組み ①野生動植物の保護・管理	アカウミガメの啓発看板設置とあるが、すでに経年劣化が激しく、景観にそぐわず、啓発看板の意味となしてない。すぐに撤去するか更新すべきでは？	看板の内容や劣化状況は、定期的に確認し、優先度をつけ修繕等しております。なお、看板設置によるその啓発効果も鑑みて、適切な修繕を検討していきます。
商工観光課	14	P22	第3章「快適な環境を作る」市の取り組み ①自然とのふれあいの促進	御前崎灯台周辺の遊歩道の維持管理について、遊歩道を歩くと柵が壊れていたり、傷んだベンチが数年放置されていたりするが、計画的な維持管理がされていなかった。どのような管理をしているのか？	遊歩道や付属施設の老朽化については定期的に現地確認をし、優先度をつけ修繕等を実施しております。今回ご意見いただきました遊歩道内の柵やベンチについても、安全性と必要性を考慮し、撤去等を含めた維持管理方法を検討してまいります。
都市整備課 商工観光課	15	P22	第3章「快適な環境を作る」市の取り組み ②良好な景観形成の推進	御前崎遠州灘県立自然公園の景観保全とあるが、灯台入り口（渚の交番前駐車場）が御前崎の景観の1丁目1番地のまさに御前崎の観光の正面玄関である。その景観が旧潮見荘の朽ち果てたみすばらしい景観では、他町に胸を張って紹介出来ないのが実情である。建物や土地の取得が無理ならせめて塀を設置するなどして遮蔽するなど、代替案はないものか？	景観条例に基づき指導できる範囲は、新設・改築される建築物や工作物であり、面積要件等を踏まえながら高さや色彩について事業者と協議の上で進めるものです。ご指摘の箇所は条例制定前の建築物であり、地権者や建物所有者の権利もあることから、現時点では市のみで解決できる問題ではありません。一方、みさきの広場（灯台下）駐車場付近の景観は、本市の観光の玄関口として重要であると認識しており、ご指摘は今後の改善に向けた貴重なご意見として承ります。建物の老朽化や土地取得の課題があるほか、柵の設置等については県立自然公園の行為規制も踏まえる必要がありますが、遮蔽や景観を損ねる要素の改善など代替策を含め、御前崎の顔にふさわしい良好な景観形成に向けて検討してまいります。
社会教育課 GX推進課	16	P7	環境目標6-10「磯の生物観察会・参加者数」	何の活動を根拠にしているのか不明。また、必ずしも観察会＝環境教育ではないことも踏まえ、評価の方法を再検討した方が良いように感じます。	「磯の生物観察会」は令和5年度から御前崎マリンスポーツクラブの開催する観察会の参加者数を根拠としておりました。しかし、市の事業ではないことから、後期計画の数値目標からは削除しました。そのため、環境教育の評価は、「環境出前講座の関心度」としました。
GX推進課	17	P12	5-2計画の推進主体・組織	環境保全対策審議会及び市幹部会・事務局の構成員の在り方についても明確に記載していただける方がいいと思います。基本条例内でも、構成員に関する内容が見当たらないので。また、環境報告書を毎年作成し、審議会で審議すると記載されていますが、具体的な日程が決まっているのであれば、記載をしておく必要があると思います。加えて、報告書の作成は年に一度でいいかと思いますが、基本計画として記載されている市の取り組みに対する各担当課の進捗状況の確認は、少なくとも半年に一回は行う必要があるかと思いますが。報告書の作成以外の日程で、幹部会等を開催していく予定があるのであれば、そういった内容も明確にさせていただいた方が良くと思います。	環境保全対策審議会及び市幹部会・事務局の構成員の説明は、計画書の構成上削除しましたが、ホームページ等での公表を検討します。環境報告書の審議会への報告時期は、計画書へ具体的に記載します。なお、施策の進捗チェックの頻度は、効果的な方法を検討してまいります。
GX推進課	18	全体	—	第2次基本計画(8年)ということで目標や取り組みが記載されていますが、単年もしくは2年ほど(複数年)ごとの短期的な取り組みや目標などは策定され、市民や事業者へ公開されるのでしょうか？ 計画策定=スタートにあたると思うので、計画にそって何をどのように具体的に取り組んでいくのか？が一番重要だと思います。『短期的な取り組みと目標』と『第2次環境基本計画』は切り分けて考え、取り組みを進めていただきたいです。	本計画では8年間の目標や取り組みを記載しておりますが、別途毎年度作成する「環境報告書※」において「単年度の数値目標」「主体別取り組み」の計画及び実績を記載しホームページ等で公表していきます。※環境報告書・・・「単年度の数値目標」「主体別取り組み」の計画及び実績を記載し公表